

マイナ保険証を活用した救急業務 (マイナ救急) の 実証事業を実施します



北留萌消防組合では、総務省消防庁が進める「マイナ救急」実証事業を実施します。

マイナ救急とは、救急搬送時に傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード (マイナ保険証) を活用し、本人の同意を得て通院履歴や服薬情報などを確認できる取り組みです。

これにより、救急搬送時の手続きがスムーズになり、搬送先病院での速やかな診療につながることを期待されます。

※ 同意をいただけない場合やマイナンバーカードを所持していない場合でも、救急活動に影響が出るなど、傷病者の方が不利益な対応を受けることはありません

実施期間 令和7年10月1日(予定)～令和8年3月31日

マイナ救急の流れ

① 緊急通報時

119番通報の際に指令員から住所などを聞いた後に、救急要請の場合は「マイナンバーカードはありますか？」と確認しますので、救急隊が到着するまでにご用意ください。

マイナンバーカードがない場合は「ありません」とお答えください。この場合は従来通り救急隊が病気の状況などを口頭で確認します。

② 救急隊が到着

救急隊が到着した際にマイナンバーカードを使って病歴(既往歴)や飲んでいる薬、どこの病院に受診しているかの情報を閲覧してよいか確認します。本人から同意を得られた場合のみ救急隊がマイナ救急を利用し、断られた場合はマイナ救急を利用せずに従来通りに病気の状況などを口頭で確認します。なお、意識障害等で同意をもらうのが困難な場合は同意不要とされています。

③ 情報の閲覧

救急隊が確認できる情報

- ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・年齢 ・病歴(既往歴)
- ・通院歴のある医療機関 ・服用している薬 ・特定健診等の情報

- ※ 税や年金など、救急活動に関係のない情報は閲覧できません
- ※ 本人の顔とマイナンバーカードの写真で本人確認を行います
- ※ マイナンバーカードの暗証番号入力は原則不要です
- ※ 閲覧した情報を救急隊員が保存することはありません



④ 搬送する医療機関との連携

搬送する医療機関の医師に救急隊からマイナ救急で確認できた情報が伝えられ、救急車が医療機関に着くまでに検査や治療の事前準備をすることができます。

詳しくはこちらをご覧ください



北留萌消防組合ホームページ

お問合せ 北留萌消防組合消防本部消防課 ☎ 62-1220